

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 25 日（水） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員
田村大治郎委員・上田委員・吉津委員・重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・杉村次長補佐
8. 協議事項
6 月定例会本会議（ 6 月 20 日）から付託された事件（議案 4 件）
9. 傍聴者 3 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 散会 午前 11 時 03 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 6 月 25 日

総務産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 製 者

杉 村 紀 子

— 開会 9:30 —

重廣委員長 本日の出席委員については委員 9 人 全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会におきまして発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。それでは、本委員会に付託されました。議案 4 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 6 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 補足説明につきましては特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村大治郎委員 今回購入されますポンプ車ですけれども、入札が 5 社あって 2 社が辞退。残りの 3 社で金額が違ったんですけれども、それぞれの持ってくるポンプ車についてスペックの違いとかそういうものがあつたんでしょうか。

総務課長 入札に関しまして、仕様についてはスペックの違い等はございません。

田村大治郎委員 それでは、今回購入するポンプ車ですけれども、新規に購入されるのか、それとも従来あつたものを更新されるのかといったところはどちらでしょうか。

総務課長 更新でございます。

田村大治郎委員 はい、わかりました。では、今回購入するポンプ車の次の更新時期と言いますか、耐用年数でもいいんですけれども、お答えいただけますでしょうか。

総務課長 更新につきましては、おおむね 25 年を目安に更新計画を作成しております。老朽や経年劣化等、車両の状態を考慮して更新整備をしておりますので、約 25 年後であろうと思っております。

中平委員 今回更新で購入される消防ポンプ自動車の主要諸元、寸法や排気量

というところがわかりましたら教えてください。

総務課長 仕様書では、エンジン排気量 4,000cc 以上、全高 2.5 メートル以下、全長 5.5 メートル以下、全幅 2 メートル以下、定員 6 名以上としております。

中平委員 このポンプ車ということは、車のエンジンで消防ポンプを駆動するという考え方というか、そういう設備があるということによろしいですか。

総務課長 そのとおりでございます。

中平委員 その場合はですね、そのポンプの能力というのも、皆さん、1 分あたりリットルでもいいし、立米でもいいし、わかりましたら教えてください。

総務課長 1 分間に 2,000 リットル以上の放水が可能となっております。

中平委員 言えば、僕らの向津具地区に今 3 台ありますけど、そのポンプ車と同じような能力は発揮できるという考えでよろしいですか。

総務課長 はい、お見込みのとおりでございます。

中平委員 それでですね、この大きさを考えると、一部とか、最近ちょっとその大きさとトン数に関する、普通免許で乗れる車の大きさっていうのがかなり小さくなっております。僕らが免許を取った 40 年前ぐらいに比べれば。それ、30 歳代以下ぐらいの隊員にも対応しているというところはどうなんでしょうか、お伺いいたします。

総務課長 この車両につきましては、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許では運転できません。

中平委員 やはりその辺りを色々な方向性、次の時にはちょっと車を小型化するとか、免許を更新するときに免許のアップグレードを支援するとかいうお考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

総務課長 今現在、3.5 トン未満の消防車を製作しているメーカーは 1 社しかございませんが、他メーカーも開発中と聞いておりますことから、今後は 3.5 トン未満の消防車両の導入等も検討しているため、準中型免許取得助成は考えておりません。

中平委員 この消防車の更新購入、これ部隊としてはどこの部隊になるんでしょう、お伺いいたします。

総務課長 仙崎第 2 部隊です。

首藤委員 先ほど田村大治郎委員の質問で、スペックに違いはないということだったんですけれども、これって普通のトラックに消防車向けのその装備っていうのが加工されてついてくるっていうことになるんですかね。それをまず 1 つお答えをお願いします。

総務課長 元々のトラックに、ポンプや資機材庫、収納庫等のもので、機材を乗せて消防車として、艀装するという形になります。

首藤委員 この入札してきた業者っていうのは、その艀装したまでの価格も含

めて入札に臨んでいるっていうことですね。例えば、加工賃とトラックの値段が違うと、それぞれ違うと思うんですよ。ということは入札に臨んだ3社が、トラックの値段をそれぞれ、加工の値段をそれぞれって、こう見積もつとると思うんですけども、その内訳ってどうなってるかとかまで把握してらっしゃいますか。

総務課長 あくまでも消防車として出来上がった値段で入札を行っております。

首藤委員 はい、わかりました。

重村委員 改めて、今まで1年に1台または2台、こう計画的に配備を、更新をされていますけど、元々のその消防の車両っていうのは、結局機能を失って更新ではなくて、更新時期が来ているからこそ、未来に向けてこの更新、車両を入れ替えるということをずっとされているわけですね。以前からやっぱり議会の委員会で、その古い消防自動車っていうのは行政財産として機能を失っているわけじゃないですよ。例えば下取りができないものかとか、あとは、その市民の人で必要とあれば、そういったものを——行政財産として、これからの行政運営っていうのは——いや、この消防車両っていうのはそれが通説なんだと、下取もない、そしてばらして分解しないといけないんだという観念のもとで、できないんですっていう見解はずっと聞いてきたんですけど、改めてもう1回ね。例えば下取り価格、入札の価格の中に反映することができないのか、それとも、例えば市民の方にお譲りするような形が取れないものなのか、もう1回ちょっと確認の意味で見解を確認しておきたいと思います。

総務課長 本市におきましては、従来より消防庁から、テロ防止等の観点により、解体等を目的とした抹消登録の手続きを行うこととの通知が発出されていることから、これにより完全抹消登録をしているところでございます。今委員がおっしゃられましたことにつきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

重村委員 それでは、もう1点。この議案第6号の中の物品購入仮契約書っていう資料も添付していただいています。その中に第4条に、物品を受け入れた日から3日以内に検収を行い、これ出来上がって納めていただいて、3日以内に消防本部が検収を行って、異常がない場合は請求の日から31日以内に代金支払いを完了するものとするということで契約書には明記されてます。二千数百万円のお金となると、納入期限は来年の3月31日。1年弱をかけて作成をして納入してくださいよっていう契約ですけど、代金の支払いについて確認をいたしますけど、一括払いなのか、それとも契約がこれで議会が通れば着手的な中間払的なものも考えられるのか。この消防自動車に関して、そういった代金の支払いについて一括払いなのかどうなのか、これを確認しておきたいと思います。

総務課長 支払いに関しましては一括払いとしております。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質問も質疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第6号の全般にわたりご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、消防長にぜひ今一度で。先ほど課長のほうからご答弁いただきましたけど、長年こういうふうに、毎年ほぼ1台は、最低でも更新作業が出てきます。市の財産を、ほんとに壊れてもう廃棄処分しかないというものは、これはもういたし方ないと思います。しかし、例えば可搬のポンプとかであれば、私、例えば農業者が水に困ってるような地域があるとかね、自治会でそういうポンプがあると非常に助かるねって言った場合に、私はぜひその壁を超えていただきたいと思います。行政財産で、そこに下取り価格があるのであれば、これはそちら入札減にもなるでしょうから、そちらでこう運用していくっていうことも考えられますけど、ほんとに下取り価格もない、だけど、これ大切に使えば、もう10年ぐらい水を上げる能力はあるということであれば、私は、市民の皆さんにこういう物品がありますけどというような、私はこれからは行政であってほしいというふうに思います。先ほど課長のほうから、今後検討してまいりますというご答弁いただきましたが、少し前向きになったのかなとは思いますが、ぜひ、関係法令があれば、そこを考慮した上で、何かこう、その壁をね、取っ払う努力をしていただいて、これは市民の方に提供しても問題ない、危険性がないだろう、例えば自動車ポンプ丸ごとっていうのはなかなか厳しいかもしれませんが、そういった物品で市民の皆さんに、生活にこう寄与するというのがあればね、それができるようなことを考えていただけないか。そこを、壁を飛び越える努力をしていただきたいと思いますけど、消防長のほうから見解を聞いて、終わりにしたいと思います。

消防長 先ほど総務課長が申し上げた通り、現在におきましては完全抹消登録ということで、消防車につきましては約10万円の売払いということで収入に入っている状況でございます。委員お示しのそういった活用ができないかということにつきましては、先ほども危険性がないとか、そういったこともおっしゃいましたけど、やはり25年等過ぎた場合には修理物品がないとか、その他事故があった時のこととかも、そういったこともやはりいづらか考慮していかなければならないと思っておりますので、その辺りもよく検討して可能な限りそういう方法ができるようであれば検討してまいりたいと思っております。

首藤委員 先ほどの答弁でテロ対策で抹消しなければならないというふうに聞いたんですけど、その消防車で行われるテロってどんなものが想定されてるんですか。

消防長 先ほど総務省消防庁のほうからのテロ対策というのは、要は救急車とかそういった車両を任意団体等が使用して、要は消防関係者に紛れてそういう

テロ活動を行う恐れがあるということで、そこはちょっと完全抹消登録でということで基本言われてるところでございます。

首藤委員 先ほど僕としてはテロに使われるってイメージできなかったんで、それだったら、先ほど重村議員が言ったように、何かほかのものに利用できるんでは、道筋が立てられるんじゃないかと思って質問させていただきました。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 6 号は原案の通り可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。

—休憩 9：48—

—再開 9：49—

重廣委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 12 号、長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局の所管につきましては、補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

重村委員 それでは、議案第 12 号の参考資料見させていただいて、1 点だけ質問します。昨日の予算委員会で、1 日のその費用云々というのは議論がありましたのであれですけど。この資料の改正の内容というところで、例えば選挙長であれば改正後 1 万 2,200 円というふうに明記がしてありますけど、その他のところで、その下であれば、投票所の投票管理者、1 万 4,500 円以内という表現がしてあります。以内の表現っていうのは、多分 1 万 2,500 円でもいいよということだろうと思うんですけど、ここで明記がしてある、確約がしてある金額と以内がついている金額、ここらあたりの見解だけ確認しておきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 まず、選挙長、開票管理者と選挙立会人、開票立会人については「以内」がついておりません。こちらについては日額という意味でございます。あと、投票管理者を含め、投票立会人に「以内」がついておるのは、長門市では投票時間、1 時間繰り上げております。その関係で、投票時間、報酬額から投票時間を除して、その金額に実際に従事した時間を乗じて得た額が実際の報酬額となりますので、そういった意味で、「以内」という表記をしております。

ます。

首藤委員 今回のこの議案第 12 号のことについてではないんですけど、先ほど長門市では 1 時間繰り上げ、投票時間を繰り上げられたじゃないですか、1 時間。あれは、やっぱりその有権者の権利が不当に奪われているのではないかという批判が全国的に出ているんですが、それはやっぱりその時間どおりやるということとはできないんですか。

重廣委員長 すみません、首藤委員、今は議案第 12 号の審査ですから・・・

首藤委員 だから、それは、その議案第 12 号に対して、だから長門市の判断で投票時間を繰り上げているじゃないですか。それを「以内」ということにしてしまうと、その投票時間を操作してしまうんじゃないかというふうに懸念があるわけです。ということで聞きました。

選挙管理委員会事務局長 現在の各選挙におきましては、期日前投票のほうが大いぶ浸透しておりまして、当日投票の繰上げ時間については、特に何の市民の方々からの苦情もなく実施しておりますので、何の影響もないと思っております。

中平委員 今の事務局長の答弁の中に、何の苦情もないという発言がありましたが、私どものほうには、やはり同じ時間でという、結局、僕の向津具地区は 1 時間早いんですよ。市長、市議会議員選挙は。その辺りのちょっと認識というか、間違っていないですか。

選挙管理委員会事務局長 今、首藤委員さん、中平委員さんのお話があったことは、選挙管理委員会のほうで情報を共有させていただきたいと思います。

田村大治郎委員 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の内容に関する審査ですよ。

重廣委員長 はい。

田村大治郎委員 で、よかったですね、はい。では、お尋ねをいたしますけれども、今回、現行と改正後の金額、それぞれの金額がここに記載されているんですけど、これは全国の自治体が一律に決まった金額に改正するものでしょうか、それとも長門市に裁量があるか、その辺りをお尋ねします。

選挙管理委員会事務局長 国の定めます国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律でございますので、全国統一でございます。

中平委員 ちょっと先ほどの話に戻りまして、やはりこの報酬というのは、日当という考え方、それとも時間で違うというお答えでしたよね。だから、時間給で計算してお渡しするという考え方でよろしいですか。

選挙管理委員会事務局長 はい、おっしゃるとおりでございます。

重廣委員長 他にございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第 12 号の全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。
議案第 12 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 9:56 —

— 再開 9:57 —

重廣委員長 次に、議案第 3 号「長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 3 号につきましては、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村大治郎委員 それでは、この長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例が適用されている、これは 3 年延びたということですが、適用されている事業所が現在、長門市に何件あるでしょうか。

税務課長 現在、この条例により課税免除を行っておる事業所はございません。

田村大治郎委員 これは、固定資産税の課税が免除されるという有利な特例でございますので、何て言いますか、これはできるだけこの特例を利用させていただいて、地域経済を牽引してほしいというふうなものであらうと思うんですけれども、この特例についての周知を今後されるご予定はありますでしょうか。

税務課長 固定資産税の特例につきましては税務課が担当ではありますが、こちらの事業につきましては所管外でございますので、税務課のほうがアピールすることはないと思っております。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 3 号の全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:59 —

— 再開 10:00 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第7号「訴訟上の和解及び権利の放棄について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

企画総務部長 それでは、議案第7号につきましては、先般の全員協議会、または本会議での市長質疑等がありましたので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村大治郎委員 それでは、本会議質疑がありましたので、それに沿って伺っていきます。市長のお答えの中ですけれども、伐採された木材の売上金額には伐採、加工する費用など販売するまでの経費が含まれること、並びに各種施業経費には50～60年先まで見込んだ施業にかかる費用が含まれているが、不確定、不透明であることの2点を理由として、それぞれ相当額を減額したというふうにご答弁がありました。この件について、金額ですけれども、立木損害額が600万4,518円、森林復旧費用が561万4,200円、弁護士費用相当額が116万1,871円、これは令和4年6月の議案に、資料にありました金額でございますけれども、それぞれの減額された金額の内訳についてお答えいただけますでしょうか。

総務課長 市が損害賠償請求いたしました金額につきましては、先ほど委員おっしゃられるように立木につきましては600万4,518円、森林復旧整備費が561万4,200円というところでございました。裁判所から和解で示された金額につきましては、立木の価値が215万円、復旧費用が185万円の計400万円ということが示されております。これら減額されたところにつきましては、先ほど委員もご説明いただきましたし、質疑でもお答えをさせていただきましたように、経費がかかること、それからそういった将来にわたる費用が含まれるということで減額されておりますが、これは裁判の中でそれぞれが主張、立証を重ねた中で、証拠があるということで示された金額が、立木につきましては215万円になったというところで、復旧費用につきましても不確定要素があるということで、そういった部分を減額されたというところでございます。

田村大治郎委員 弁護士費用についてはいかがでしょうか。

総務課長 弁護士費用につきましては、損害賠償請求の時に1割相当額ということで請求をさせていただきましたが、和解につきましては、一般的には、訴訟代理人の弁護士にも確認いたしました。和解の場合につきましては、双方が合意により成立するものであるということで、弁護士費用については求めないということが一般的で、通例ということでありましたので、今回の和解案の

中には含まれていないっていうところでございます。従いまして、裁判が終結した後に別途お支払いするっていう形になろうかなと考えております。

田村大治郎委員 ということは、この和解金額の中に弁護士費用が入っていないということです、改めて、弁護士費用についてはこちらから別途お支払いするということですか。

企画総務部長 議員お見込みのとおりでございます。

田村大治郎委員 はい、わかりました。森林復旧費用 561 万 4,200 円に対して今回の和解金額 185 万円ということで、随分減額になってるんですけども、この減額をどのぐらい、400 万ぐらいですかね、減額になってますけれども、これについての市の顧問弁護士の見解がありましたら、お聞かせください。

企画総務部長 復旧費用につきましては、植栽から当時の樹齢までの保育費を、植栽、下刈り、枝打ち、間伐などから補助金を差し引いた額で算出をいたしましたけれども、復旧費用については、将来にわたる費用が含まれるということで中間利息を控除して、さらに不確定要素が強いことから、裁判所としては 185 万円という判断をされたということでございます。

重廣委員長 弁護士の見解という質疑があったと思うんですが。

企画総務部長 今答えましたけれど、弁護士からは、そういうことで、今まで言いました復旧費用については中間利息を控除して不確定要素が強いから、これについては 185 万というふうに裁判所が判断したんだろうという。そういうことではなくて、すみません、委員長いいですか。要はうちが請求した金額の見解を今聞かれてるかって。（「差がある、差額がある」と呼ぶ者あり）差額については。はい、失礼いたしました。裁判所の判断と、うちが、損害賠償を請求した部分の差額については、当然考えうる損害を請求したものであるから、そこについて差額が生じたものだというふうな見解をいただいています。

田村大治郎委員 はい、わかりました。じゃ、続いてですね、本会議で、これは林議員に対する市長の答弁でしたけれども、「これまで双方が主張、立証を尽くした中で、裁判所が認めうると考えられた金額を示されたものであって、今ご説明ありましたけれど、生じた差額を財産的損失とは捉えていない——これは弁護士さんと一致した見解だろうと思います——ことから、管理責任は生じていないものと考えております」というふうにご答弁があったんですが、これ、私が知らないだけだったら申し訳ないんですけど、管理責任っていうのはどういったものを指すんでしょうか。

企画総務部長 林議員の質疑の中での管理責任というものは、市のほうが損害賠償請求した 1,200 万円と、裁判所が示された和解金額のその差額で財産の損失が起きたのではないかといったところで、そこは、市が市有林を管理する上でそこに責任はないのかという意味で聞かれたのかというふうに我々は理解をし

てるところです。

田村大治郎委員 続きまして、これはひさなが議員だったかな、「今回、和解に至らなかった場合、想定される展開としましては、未だ裁判は終結しておりませんので、さらに裁判が継続するのか、判決を出されるかなど、今後裁判所がどのような判断をされるかについてはわかりかねる」っていうふうにお答えになっています。裁判所の和解勧告の背景についてですけれども、裁判官が今回の和解案を提示されたと思うんですけれども、これを、このまま引き続き裁判をやって判決に至った場合の市の勝訴の見込みであったりとか、認められる損害額の見込みっていうのはご提示はあったんでしょうか。

企画総務部長 特に提示はございません。

田村大治郎委員 それでは、これが仮に和解しなかった場合です。判決まで争った場合の訴訟期間の長期化であったり、さらなる費用の増加のリスクというのは、顧問弁護士の方と今回の和解案を受けるにあたって相談をされておりますでしょうか。

企画総務部長 ひさなが議員の質疑でも申し上げましたとおり、双方が主張し、立証を尽くし、市としてもこれ以上新たな立証は困難な状況の中で、裁判所が和解案を勧告し、和解条件が整ったことから本定例会に議案を提出するまでに至ったところという答弁をさせていただいております。当然、この中では、弁護士とも意見を聞きながら検証、検討したところでございます。

田村大治郎委員 では、弁護士さんの見解について、同じお答えがいただけるだけかもしれませんが、この和解案ですね、弁護士さんから、長門市にとってこれが最善の選択であるというアドバイスなりというものがありませんでしょうか。

企画総務部長 すみません、答えが繰り返しになるかもしれませんが、尽くしたと、裁判に対して、主張、立証、そして色々と尽くした中でのものですよという、そういうことは言われてはおります。

吉津委員 私も林議員の質疑の中のこの示談のところについてお聞きしたいんですけれども、そもそも示談で話を進めることを、弁護士に相談することはあったのかどうかっていうのを確認したいと思います。

企画総務部長 示談を進めるという部分というのは、この無断伐採が。

吉津委員 無断伐採って、和解に向けての示談ということを、裁判まで行かずに、和解に向けての示談の相談を弁護士にすることがあったのかどうか、その辺をお聞かせください。

総務課長 提訴に至るまでにつきましては、それぞれの関係者の方に対して聞き取りですとかそういった調査を重ねてきまして、協議を重ねてきたところで、和解に向けてと言いますか解決に向けて協議を、お話をさせていただいてきた

っていうところでございます。それで解決に至らないということで、最終的には令和4年に提訴するに至ったっていうところでございます。

吉津委員 それは、交渉は多分弁護士さん入られてないと思うんですけども、私はその中で、最初からこの賠償金、1,200万円ぐらいのお金を提示するのではなくて、和解に向けて弁護士さんを挟んで、そうすれば当然時間もかからないですし、弁護士費用も精神的な負担もかからないですし、この賠償金額ももうちょっとなんとかできたんじゃないか、400万円でも例えば700万円とかですね、そういうお互いが譲歩してですね、そういう進め方も私はあったと思ってるんですけども、その辺のことについてはどうお考えですか。

企画総務部長 当時、この事案が発覚してのその対応の時はその時々で、この解決に向けて、担当の方がそれぞれに相談をされ、その時に考える行動を取られたのだというふうに私のほうでは。

吉津委員 令和元年に見つかって、相続人の方に届いたのが令和4年ですから、これ、結構な時間があったわけですよ。やろうと思えばいくらでも僕、できたと思っているんですよ。はい。で、わかりました。それで、ちょっと保安林のことについて確認したいんですけれども、平成27年に伐採をされてて、現場は、私も行ったのがもう多分3年ぐらい前、その時も結構ひどい状況でした。保安林の復旧について今後どのようにされるのか、その辺をちょっとお伺いします。

農林水産課長補佐 委員ご指摘のとおり、当該伐採地は保安林でございますので、保安林に指定されました時の施業要件に基づきまして、本来であれば伐採後は2年以内に造林するというのが条件でございますが、この度は事情が事情でございますので、現場保存ということで今、県とも協議してこのままにしておりますが、裁判が解決に至った暁には、保安林でありますから再度造林することが必要であると考えておりますので、県と協議をして進めていきたいと考えております。

吉津委員 今これ、森林復旧整備費561万4,200円、出てるんですけど、これ、多分これに補助金が入ってくるとは思うんですけど——入らない。この金額で復旧ができるかどうか、その辺の確認をちょっとさせてください。

農林水産課長補佐 今委員ご指摘でございました、この中に補助金が含まれるという話でございますが、補助金のほうは差し引いた額で、森林復旧費用として請求をさせていただいておるところでございます。

吉津委員 ちょっと私の説明が悪かったんで、この復旧整備費561万4,200円プラス補助金が入ってきて——わかりました。っていうことは、1,000万円ぐらいトータルでなってる。わかりました。それでできるっていうことでよろしいですね。

農林水産課長補佐 委員お見込みの通り、国からの補助金も含めると、50年、

60年先までにおよそ1,000万円を超える経費がかかりますけれども、これには、提起を起こすときに、60年育林するために必要な植林、下刈り、除伐といった、保育・間伐といった経費も含んでおりますので、この金額で市有林再生のほうができるものと考えております。

吉津委員 それで、この違法伐採に関わったとされる林業営んでる業者さんいらっしゃるんですけども、令和元年までリフォレのほうで仕事されてたっていうことなんですけれども、今後、この業者が本市において仕事をするっていうことがあるのでしょうか。お聞かせください。

経済産業部長 林業事業体の今後の取り扱いについてございますが、和解成立後は、和解にかかる事務手続き等が完了した際には、市及びリフォレながとが実施する造林事業請負事業として認めることと、今、市としては思っております。理由といたしましては、本件に関しまして、XXXXXXXXXXでございますが、伐採事件時と本件和解時とは、親子ではあるとはいえ、経営者は代わっているという部分で、利害関係、市に損害・不祥事を働いたのは別人であるので問題ないというふうな理解でおります。また、リフォレながとでございますけれども、これ市と別的人格でございます。代表は長門市長でございますけれども、市は、4分の1の出資者でありまして、本件の被害の問題につきましては、リフォレながとの直接の業務上の問題ではない、こういうところで差し支えないというふうな理解でおります。

吉津委員 これ、お父さんから息子さんについていうことなんですけれども、この伐採の件にも一緒にやられたっていう話は私は聞いてるんですけども、だけど、この専門的知見を備えた業者であれば、この伐採の際には地籍図、境界、それは当然確認しますよね。そういう業者であれば、専門的知見、これ専門の業者ですよ。しかも、私有林と公有林はこう境界杭が、もう区別されて、専門的知見を備えた業者ならわからないはずがないんですよ、そういう業者。そして、この市にも損害を与えましたよね。少なからず。そういう業者がまた本市において仕事するっていうのは私は疑義があるんですよ。その辺についてはどうお考えですか。

経済産業部長 今委員お示しの通り、専門的知見、もちろんそういう施業をするにあたって専門的知見がないっていうところは、その請け負いを任せるっていうところに関して、その仕事を任せる側として、相手方の事業体がどういうものであるかっていうものは、もちろん業者選定にあたっては大事なことだと思っております。ですから、こういった事案については、あったことは事実でございますが、これをもって、もう次からその選定事業者から外すっていうことは、また違うのかなとはいうふうに思っておりますので、今委員お示しの、そういう技術であつたりそういうものっていうものは、しっかりと確認した上で業者を選

定していくべきものだというふうには考えております。

吉津委員 はい、わかりました。最後に、結果的に、結局こう 400 万円っていうことになったんですけれども、市有林の管理というところで違法伐採が分かっていたのに被害届を出さなかったというところには、私はこのことに、この 400 万円にかなり影響が出ていると私は考えてます。今のこの民事裁判っていうのは、こう誰がやったかっていうのがわからない状態でやってるわけじゃないですか。刑事でやってないわけですから。関わった人全てを相手にして、結局グレーの状態でこう進んでるわけでしょう、グレーの状態で。この中には間違いなく犯人の方はいらっしゃるんですしょうけど、確定はできてない。そうですね。その初動の部分での対応が間違っていなければ、私はね、こういう結果になってなかったと考えてるんです。その辺のところはどうお考えですか。最後にちょっとこれ聞かせてください。

経済産業部長 初動に対して、発見までにまずは遅れたっていうところについては、反省する点は多々あったというふうに思っております。委員お示しのようには、この刑事告訴についてでございますが、令和元年にこの事件が判明した際に、顧問弁護士とも協議してるというところでございますが、刑事事件となりますと、盗伐ということになりまして、盗伐であれば市有林であることを知った上で故意に伐採したことを立証する必要があったということでございます。この誤伐であったか盗伐であったっていうところにはなってくるわけでございますが、刑事事件とするには、この時点で根拠が不十分で立証が困難であるというふうな判断であったので、警察への届け出はしていなかったということでございます。その時の判断については、市としても、立証する根拠が不十分というところであれば、判断としては間違っていなかったのかなというふうに思っております。

重村委員 長くなってますけど、この議案第 7 号は、今回の損害賠償請求に対する和解と権利を放棄することを議会に問うてます。よろしいでしょうかということで。1 点目、和解をすることで、1 つは、多分この議案に出てくるっていうことは、弁護士同士がこう話されて、和解に向けて、相手方のこの 7 人の方を含めて、向こうの弁護士さんも和解にある程度前向きだからこそ、私は、この議案が上程されてると思います。だから、議会、よろしいでしょうか。そういう決断をしてよろしいかということで諮られてると思います。ここの和解内容のところに、もうすでに (2) で、7 月 4 日が私たちの最後の判断です、本会議で。これを過ぎて、もうここに、7 月 31 日にある被告に対してお金を納めなさいよっていうところまで明記してあるということは、もう和解日もある程度、私たちの長門市議会の議決が取れば、もう和解日もある程度示されてる、予定されてると思うんですよ。7 月 4 日から 7 月 31 日の間の大体どのあたりで、和解をする方向で——議会の議決が取ればですよ。する予定になってるのか、まず確認を

さしてください。

企画総務部長 ただ今のご質疑ですけれど、まず議会の議決がいただけて、7月4日、本会議での議決がいただけたら、次回の裁判の期日は、7月7日でございます。ここで、裁判所のほうで、そこで裁判が行われ、そこで和解期日が決定するということになりますので、正確な期日についてはちょっとまだわからない状況です。

重村委員 7月7日に裁判の予定と。そこで期日が決まると。ですけど、ここにね、和解の内容で7月31日にはある被告にはお金を納めなさいよというのが記載してあるっていうことは、それまでに和解を成立させる予定で今走ってるってことでしょ。7月7日から7月31日の間に和解日というのがあるはずですよ。その予定だということでもいいですか。

総務課長 今委員お示しの通りです。さっき部長が答弁したように、次回の期日については7月7日が予定されております。今回、4日に議決をいただきましたら、その旨を裁判所の方に報告するようになろうかなと思ひまして、7日の日に成立すれば、7日の日に和解が成立するようになるかと考えております。

重村委員 分かりました。それじゃ、その件を置きます。で、和解内容の8番。ある被告に対して5年間、毎月5,000円ずつをずっと払って、30万円納めたら残りの金額25万円は支払い義務を免除するということが謳われてます。5年間毎月5,000円ずつ払って、30万円というお金を払ったら、残りの25万円は免除する。で、この件に関して経済力とか色々考慮されての和解内容にこう明記されてるんでしょけれど、月5,000円と言わずにきちんと払っていただいてってというのが私はね、和解内容であっていいんじゃないかなと。それで、5年経ってね、その25万円も免除するという和解内容ってというのはどのような見解を持たれてるか、お尋ねしたいと思います。

企画総務部長 一部の、被告という言い方ですけども、裁判所がその方の経済性を鑑みて一定の金額を支払った場合、残金の支払い義務を免除するということ、進められてこられたわけです。市としましても裁判所から示された資料を基に、やっぱりその経済性を鑑みて、総合的に判断をしたという、こういう答えしかできないんですけど、そういう判断をしたというところでございます。

中平委員 少し今の重村委員の質疑に関連するんですけど、もうこの和解案を議会が認めたら、もうこれはもう和解1本なんだ、1つになった。他の被告とされる7名の方は、異議は申し出ないという認識でよろしいですか。

経済産業部長 委員おっしゃる通り、今、利害関係者の同意の調整が整ったというところで相互の和解の提案がされておりますので、我々とすれば、ここで和解について同意すれば、相手方もお互いがみんな双方同意の上、和解というところでの認識であります。

中平委員 これ、ちょっと感情的な話が、この被告とされる方にもあると思われるんですよ。法律上はもう被告なんですけど、実際にはその被告と言われても、下手したら被害者になってる方もおられるんじゃないかと。この辺はちょっと僕、名前も出せないんで言いますけど、そういうところのフォローをすると、市が悪くなかったんだみたいな形になりますけど。やはりそういう実情も踏まえて、この事件の検証で、ちょっと言えば、平成27年の当時の市長も執行部の人も誰もおりません。その発覚した当時でも、やはり吉津委員も指摘されたように、事件化とか、警察に対する届出とかもしてなかったんで、そういうところをちゃんと検証されるべきじゃないかと思います。その辺、もしすぐ答えが出なければこれでいいです。

企画総務部長 この事案につきましては、議会からも色々のご意見いただくように、時間がかかったというところはございます。これについての中の縷々、議会の中でも令和4年の委員会をはじめ色々ご指摘もいただいたところですし、その市有林管理制度についてのところの改善も図っておるし、その間については、これまで検証はしてきましたし、引き続き、やはりこういう事案がないようにしっかりと考えていくというか、押さえていくということはしていかなければいけないと思っております。

田村大治郎委員 先ほどの故意だったか故意じゃなかったかというところの話に少しちょっと戻って確認をさせていただきたいんですけども、これ、あの先方は民有林だと思って伐採をされたのか、市有林だと思って伐採をされたのかわかりませんが、いずれにしても伐採するために届が必要じゃなかったでしたっけ。この届は出てなかったということですけども、伐採前か伐採後か知りませんが。これが出てない、専門の業者さんがいらっしゃって、土地の所有者の方もいらっしゃったんでしょうけれども。これが出てなかったということであれば、これは故意じゃなかったのかなと思うんですけども、その辺りはどうお考えですか。

農林水産課長 これはちょっと当時の話になりますが、基本的に伐採をした林業事業体でございますが、それと市有林の近隣で市民の方の山がございました。最初はそこの山を、施業をやっておりまして、その隣の市有林、こちらのほうがいわゆる無断伐採されたというような事項になっております。それで、林業事業体といたしましては、当初の聞き取りでは、基本的にその民有林の山で、個人の方の山に入って、そこについては伐採届を出してるというところで、その林業事業体の方につきましては、要は、市有林の山、これも当時の聞き取りでは市有林ではない、という認識はなかったというところで、個人の方の山というふうな認識で入られております。従いまして、伐採届につきましては、最初の山の伐採届を出したというところで、その市有林の伐採届も出ているものというふうに林

業事業体は認識して、切られたというふうなところを聴収しているところでございます。

田村大治郎委員 その切り方なんですけれども、境界がわからなかったと言われてるのかもわかりませんが、ちょうど民有林と市有林の境会の部分に 1 列ほどこう、木を残して隠すように切られてたっていうふうな話があったんですが、今更当時のこと話してもしょうがないんですけど、このあたり、故意であるというふうな認定はされなかったんですか、裁判なり弁護士さん。

農林水産課長 裁判ではそういった判断は下されていないというふうに認識しております。

田村大治郎委員 それは令和 4 年に散々この話をしましたのでもういいんですけど、今回の議案については和解をすることになりましたと。金額これですというところを認定するという議案ですので、その後のこと、それ以外のことについては、今回、ちょっと賛否の判断に入れてはいけないのかなとも思うんですけども、当時関わってらっしゃった事業者さんが、これからも発注先としてあるよっていうのは、ちょっと私からしたら違和感がありますけれどもね。そこをちょっと聞きませんが。故意じゃなかったという認定でしたけれども、今の段階では、弁護士さんはもうこれは特に問題にされてないってということですか。

経済産業部長 今回の事案については、あくまでも民事の裁判になっておりますので、この誤伐・盗伐に向けての刑事事件的なそういうところまでは判断されておられません。

首藤委員 ちょっとこの■■■■ってところが被告になるということに——この当事者っていう関係性というのも今一度説明していただいていいですか。議案第 7 号のトップのところに、和解の内容 (1) 被告■■■■はということにあって、その当事者でかなりの人数が羅列されてますよね。その当事者の中にこう色々支払いがということ書かれてあるんですけども、この被告と当事者という関係性をちょっと聞いていいですか。

経済産業部長 議案第 7 号のほうに挙げております被告でございます。当時は、この被告、■■■■氏から■■■■氏までになるんですけども、この中で、今の■■■■様につきましては、これが直接、市有林を伐採し売却したというところでございます。また、この■■■■様から■■■■様までは、この市と■■■■さんのほうが、■■■■がこの立木を購入するにあたって、■■■■がこの立木代を支払った方々でございます。最後に■■■■さんでございますが、■■■■さんについては、市と■■■■が、■■■■が流木を購入するにあたって、■■■■さんに対して立木代を支払った方になります。

農林水産課長 ちょっと補足をさせていただきます。概ね部長答弁があった通りなのですが、基本的に、ちょっと簡単ないわゆる相関図と言いますか、という

ことを申させていただきますと、まず、この■■■■さんという方がその近隣で山の施業をしていただいた方でございます。この■■■■さん、これが今部長答弁でもありましたように■■■■でございまして、伐採、それを売払を実行された方でございます。それと■■■■さんと■■■■さんにつきましては、基本的に、この■■■■の方に山の仲介をされた方というふうに伺っておりまして、この2名の方でやられたと。2名と言いますのが、■■■■様に関しましては、当時もうお亡くなりになられておりましたので、その相続人の方4名の方が今回の被告とさせていただきますというところでございます。簡単に言いますと、そういう関係になっているところでございます。

首藤委員 となると、その実際のその経営としてやってるのは、■■■■さんがその主な経営としてされてるっていいこといいんですか。

農林水産課長 経営と言いますか、実際に山を切って立木の売払をされたのは■■■■ということはいちいちいいことだとは思っております。

首藤委員 このあと、議決を取ることになるじゃないですか。となると、内容がすごい判断が難しいなと思っております。例えばその、関係者が多くて、それぞれの支払い義務がどうかを色々書かれているんですけども、僕が個人的に思うことは、■■■■さんの責任を大きく取らなければならないことじゃないのかなというふうに感じまして。経営としてやられるのでしたら。吉津委員がおっしゃっていたように、経営体としての伐採に関わる確認等も本当に取られていたのかというところも責任がだいぶあるかというふうに感じるわけなんです。ということで、何が言いたいのかというと、難しいんですけど、すごい判断しにくいなというふうに今感じています。答えは求められるようなもんじゃないかもしれませんが。

農林水産課長 今、首藤委員が言われたように、従いましてこの和解案につきましても、■■■■さんが1番負担割合が大きくなっているところではないのかなというふうには認識しております。

重廣委員長 質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第7号の全般にわたりご質疑ありますか。

上田委員 この第7号の和解権利の放棄について、直ではないんですが、関連していますので、農林水産課のほうに確認をしていきたいと思います。

重廣委員長 すいません。今一度の質問の時は、全般に副市長もしくは部長に。

上田委員 じゃ、ちょっとその前に、すいません。ごめんなさい。

重廣委員長 前後いたしますが。

上田委員 はい。もう1度やり直します。第7号の和解とそれから権利の放棄について、直ではないんですが絡みますので、農林水産課のほうに確認させてください。この案件、事前の伐採の申請は出ていなかったというふうに耳にしておる

んですけれども、それも踏まえて。これから将来ですね、こういうことが2度と起こってはいけないので、防止策についての見解をちょっといただけたらと。今一度よろしくお願いします。

経済産業部長 それでは、再発防止というところでございますので、私のほうから答弁させていただきます。委員おっしゃいますように、今後ですね、こういったことが2度と起きないためにも、市としましては、市有林監視制度っていうものがあるわけですが、これの監視活動の強化を図るとともに、実効性のある再発防止策ということを講じていきたいと思っております。具体的には、まず監視活動の強化といたしましては、市及び県に提出された伐採届がありますけれども、これを個人情報保護に留意の上、監視人に情報提供をしまして、伐採状況などを報告していただくでありましたり、監視人がこの担当地区を巡視する際には、伐採届が提出されていない場所での森林施業を確認した場合は速やかに市に連絡していただくよう、監視人に対しては指導を行っているところでございます。また、再発の防止に向けましては、この市及び県に提出されました伐採届情報、先ほど申したところですが、またこの巡視活動報告っていうものがございしますが、これも見直しまして、新たにこの担当地区の森林施業状況、これを記載することといたしまして、監視活動の重要性というものを監視人の皆さんにも再認識していただくとともに、随時監視活動にかかる監視人と意見交換、これを設けまして、市と監視人との連携強化を図ってまいりたいというふうに考えております。最後になりますけれども、担当地区のこの森林のあるべき姿と現況を容易に比較できて、適正に監視活動を行うことができるよう、令和3年度の撮影の航空写真を監視人に配布しているところでございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、全般にわたってご質疑がありますか。

吉津委員 それでは、副市長のほうにちょっとお伺いします。平成27年8月にこの市有林の伐採が分かってですね、令和元年の8月にこの事実が判明しました。市有林監視人がいたのにも関わらず、判明までに4年の時間を要している。これは、林務行政に対する認識の甘さや、先ほどから出ていますように、市有林監視人制度の機能不全によって発見が遅れ、このような損害を与えた、私はそう考えています。先ほどから私言ってるんですけれども、初動の部分で、当然こう違法伐採に関わった人、本当に伐採された人が悪いというのは私も当然理解はします。しかし、この民事裁判っていうのは、伐採に関わったであろう全ての方が対象になっているわけなんです。ということは、違法伐採に関わっていない人も入っている可能性があるということなんです。まあ相続人の方もいらっしゃる。この相続人の方たちっていうのは当然この伐採には関わっていないわけなんです。この相続人の方たちは言ってるんです。市がちゃんと被害届を出して、

家族が犯人だと言われるのであれば、当然きちんと頭を下げて損害賠償の額をきちんと納めます、そういうふうに行われているんです。だけど、保安林の管理もせず、被害届も出さずに、家族が違法伐採に関わっている可能性があるから損害賠償の額を払ってくださいって言われても、これは納得できない。それはそうでしょう。私もそう思いますよ。これだけ時間があつたのにも関わらず、やらないわけですから。この方たちは、経済的にもそうですけれども、精神的にも肉体的にも疲弊をしていらっしゃるんですよ。若い家族ですよ、この方たちは。私はこの責任は大きいと考えてます。こういう判断の1つが家族をここまで疲弊させているんですよ。そのことも私はしっかり胸に刻んでいただきたいと思います。そして、この結果、大きく下回っていますよ、400万円。この件について副市長はどのように責任を感じているのか、その辺をお聞かせください。

副市長 この件につきましては、平成27年の無断伐採と申しますか、その時点から、委員ご指摘のように、最初の発見に至るまでの4年、そして訴訟に至るわけですけれども、その発見から提訴に至るまでがまた3年、そして、その裁判におきましても、令和4年に提訴してから3年という非常に長い期間を要した事案でございます。これについては、最初の発見が4年かかってしまった。これは、先ほど部長が申し上げましたように、監視人制度が全く機能していなかった。この点についてはもう大変遺憾なことではございまして、市としても、その反省に立って、今、航空写真を用いたきめの細かい監視人制度に体制を改めたところではございます。しかし、その後、この発見から3年間、提訴に至るまで、管理者の方と確かに面談をし、聞き取りをし、そして裁判に至らない方向でなんとか解決に導けないかということをして3年間、担当部署のほうでは模索してきたわけではございます。しかし、この3年を経てもその解決に結局は至らなかった。当時、その無断伐採に関わられた方々の中に、既に故人となった方もいらっしゃって、そして相続人しかいらっしゃらない事、そういう事実もあつたわけで、それにつけても3年かかってしまった。そして提訴という形になって、特に相続人の方々に関しては、唐突感と言いますか、いきなり払えという話はないだろうというようなお気持ちになられたことは、こちらとしては大変心苦しいと言いますか、そこは責任を感じているところでございます。ただ、この件につきましては、まだ裁判が実際に終わっておりませんので、この終わってから、終結したあとに改めて責任問題については検討をし、皆様にまたお知らせしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、裁判自体も3年間という、これも大変多くの方々、7人の方々との訴訟になりましたものですから、大変時間がかかってしまった。それぞれのご主張もあつたし、そしてそれに対する認否ということを経験所が聞いて来たりということで、時間がかかったことも事実でございます。そして、結果的には和解案という形で裁判所から提示されたわけですけれども、民

事裁判ということに関しては、やはり双方が主張、立証を繰り返して、もうこれが尽くされたという中で裁判所が最終的に提示されてきた和解案でございますので、私どもとしても、そして相手方の 6 人の、今現在 6 人の方々ですけれども、6 人の方々はお納得いただいているというふうに伺いましたので、今回和解案を議会に提案させていただいたところでございます。この点についてはなんとかご理解を賜りたいと思います。先ほど申しましたように、責任問題については、裁判終結後に、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

重廣委員長 ほかにございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑はないので、質疑を終わります。討論します。ご意見ございますか。

吉津委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 7 号、訴訟上の和解及び権利の放棄について、反対の立場で討論をさせていただきます。平成 27 年 8 月頃、原告の所有する市有林の一部の立ち木を原告の許可なく違法に伐採し売却した。立ち木の損害額は 600 万 4,518 円、伐採によって発生した森林復旧整備費 561 万 4,200 円の損害額 1,161 万 8,718 円に弁護士費用相当額 116 万 1,871 円を加えた損害賠償金 1,278 万 589 円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう、2022 年 7 月 14 日付で山口地方裁判所に提訴しました。裁判は今年 4 月 14 日までの間に 22 回開かれ、このほど山口地裁から和解案が提示され、長門市に支払われる和解金額合わせて 400 万円で、被告 7 人のうち 6 人に支払い義務があるとしております。和解金額が請求額に及んでないことについて、江原市長は、提訴したときに考えうる最大の金額を持って請求したが、最終的に提示された和解金額を超えることが難しいと判断したとして、結果的に市に大きな損害を与えることとなりました。その中で、本当に市の初動や対応が正しかったのか。私は、この市の初動や対応が、結果的に大きな損害を与えることとなったと考えております。本市の林務行政や市有林の保全に関する市職員の認識が非常に甘く、市有林監視制度も機能していない。通常 of 保安林の管理や整備が不十分で、本来は定期的にするべきである管理も監視も全くできておらず、長年放置してあった可能性もある。早期に発見できていればこのような結果にはならなかったと考えます。また、立ち木を伐採されたという業者は、立ち木の伐採や販売を生業としており、専門的知見を備えた専門家であり、伐採の際には地籍図を確認し、現地を確認し、境界を確認するのが当然であります。また、私有林と公有林の境界群は区別されており、専門的知見を備えた業者が知らないとは考えづらい。また、伐採届も私有林については連名で提出されており、隣の公有林だけ提出してないことは大変不自然であります。また、重村法弘委員の前市長への聞き取りの中で、私らが初期段階での聞き取りを済ませ、状況によっては警察への相談は当然必要であろうと考えるというふうに述べられております。通常であれば直ちに刑事告訴や被害届が提出されるはずだが、提出もしていない。違法伐採

が疑われる場合には、警察への告発や情報提供など適切に対処しなければならないとされており、このことから、トップの判断ミスで警察に被害届を出さなかった、また相談もしなかったこともこの結果に大きく影響したと言わざるを得ません。そして、結果的に和解金 400 万円となり、損害賠償金 1,278 万 589 円についても、妥当だったのか、示談に進めるべきではなかったのか、疑問が残っています。賠償金額の支払いを受けるためには、被害者と加害者の双方が合意する必要があります。交渉がうまく進まないのであれば、法的な交渉のプロである弁護士の手を借りることも考えなければならなかったと考えます。弁護士は、自身の知識と経験から、被害者の心情に配慮した交渉を行うことができ、示談の成功率を上げることもでき、加害者と被害者が互いに納得できる示談となる可能性も高くなると思います。そうして粘り強く交渉し、話し合いによって譲歩し、合意を目指す必要があったのではないかと思います。そうすれば、訴訟費用や時間、精神的負担をかけずに、また結果も変わったのではないかと考えます。以上のことから、初動や対応に間違いがあったため、大きな支障が出たと言わざるを得ません。このことから、市の責任は大きく、損害賠償金を大きく下回る 400 万円という和解案を認めるわけにはいきません。職員が執行する職務は、公共の利益の増進を目的とするだけでなく、誰の目にも公平公正なものでなければなりません。職員の皆さんには、この事態を真摯に受け止め、改めて公務員としての使命、社会的責任、高い倫理観について深く認識し、二度とこのような事案が発生しないよう強く求めて、討論いたします。委員の皆さんにおかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

重廣委員長 ほかにご意見ございませんか。

重村委員 それでは、ただ今事件になっております議案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。ただ今、吉津委員のほうから反対討論がございました。私は本日の審査を見ておりまして、1 番欠落している点が 1 点あると思っています。令和 4 年の 6 月 10 日に議案第 12 号として、この問題の訴えを提起をしてよろしいかということで、議会も議決をいたしております。この部分であります。確かに、初動の間違いやミス、そしてこの一件が落ち着いたあとに、これは執行部もですし、議会も反省をしないといけない部分が多々あるというふうに思っています。議会というのは議決権を行使する機関であります。議会は、この訴えを執行部はしたいと、議会の皆さんよろしいですかと、そして長門市議会は、当時この議決権を提起してよろしいという判断のもとに執行部は提訴に至ったというふうに思っています。その議決を経て、最終的にこの月日が流れて本日のこの審査になっていきますけれども、これは、その議決があつてこそその裁判に入っていた。そして、裁判の内容が、審議を尽くして判決に至る前にこの和解というものが提出されて、両方ともに受け入れる体制をもって、今、議案の提

出だというふうに思っております。私は、議会として提訴していいという判断をした機関として責任を持ってこの和解案を受け入れ、そしてのちに執行部も議会も反省を大いに、この事案から学ぶべきことをきちんと見出していく、それが私は議会としての姿であろうというふうに思います。以上で討論を終わります。

田村大治郎委員 和解案と和解金額につきましては、裁判官を通じて議論がし尽くされたということですので——私、賛成の立場で討論させていただきます。議論が尽くされたということですので、そこに対して私は矛盾を感じておりません。ただ、今日の審査の中でありましたけれども、その無断伐採に関わった業者さんについては、これはまた切り分けて考えないといけないかなというふうに思っております。以上です。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、原案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。これで総務産業常任委員会を散会いたします。どなたもご苦労様でした。